山梨県わかば支援学校
ふじかわ分校

いじめ防止基本方針

山梨県わかば支援学校ふじかわ分校
いじめ防止基本方針

山梨県わかば支援学校ふじかわ分校

平成２８年4月

【はじめに】

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの問題の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人一多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

第１章　いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

１ いじめとは

○いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。　　（いじめ防止対策推進法第２条）

●具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる

➢仲間はずれ，集団による無視をされる

➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする

➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする

➢金品をたかられる

➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする

➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする

➢パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

２　いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。

② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

３ いじめ防止のための学校の体制

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

○いじめ対策委員会の設置

いじめ対策委員会は、学校長が任命した副校長、教務主任、学部主事、生徒指導主事（いじめ対策主任）、保健主事等を中心にメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。

（１）　「いじめ対策委員会」（日常的な対応）

○ 構成員：校長、副校長、教務主任、学部主事、生徒指導主事、保健主事等

○ いじめ対策委員会の役割

① 学校いじめ防止基本方針の策定　② いじめの未然防止

③ いじめへの対応　④ 教職員の資質向上のための校内研修

⑤ 年間計画の企画と実施　⑥ 年間計画進捗のチェック

⑦ 各取組の有効性の検証　⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し、

※いじめ事案の発生時は、緊急対応し、事案に応じて、いじめ対策委員会メンバーに必要なメンバーを加え対応する。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーを依頼する。

※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において全職員に報告し周知徹底する。

【いじめ防止のための学校の体制】

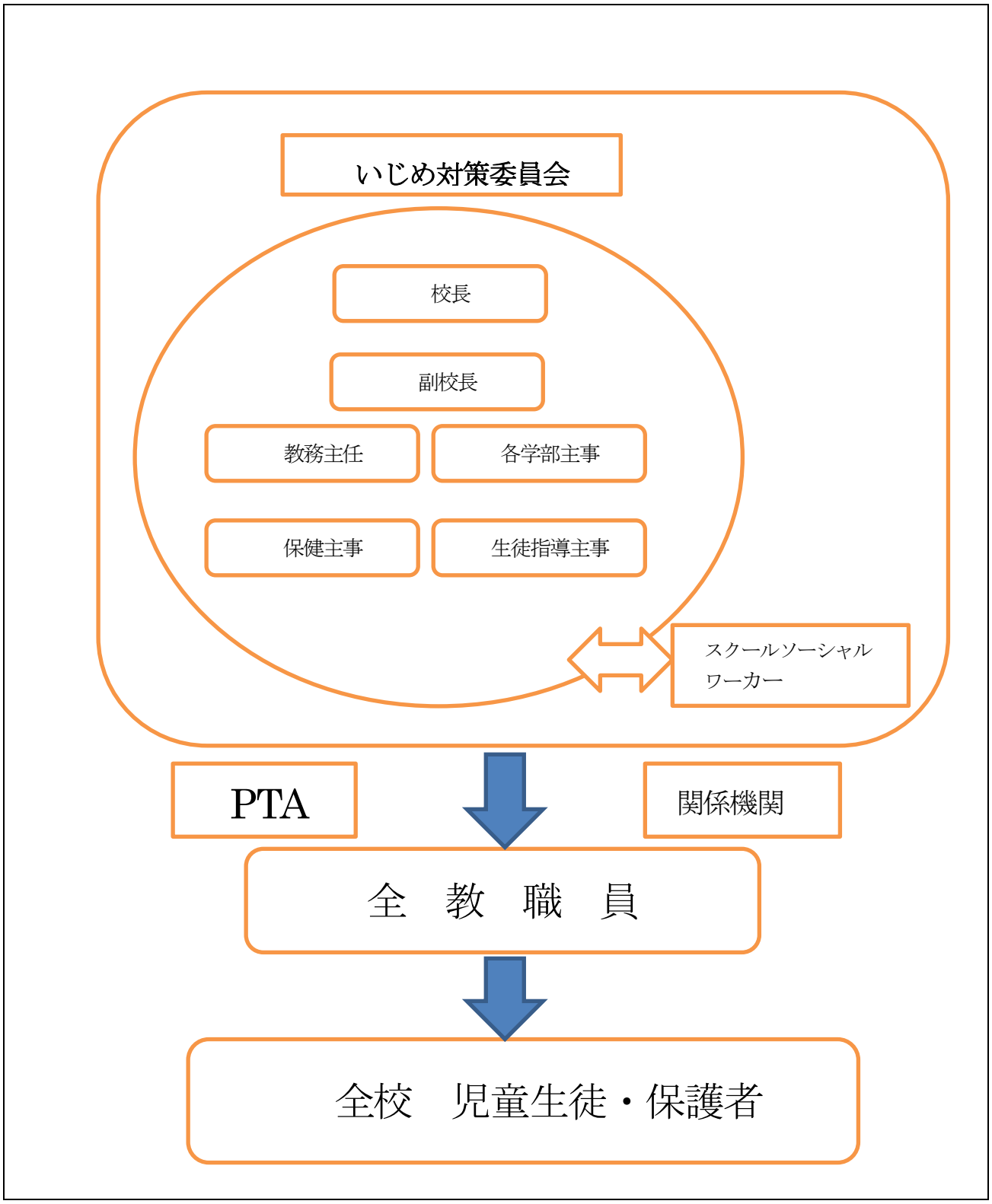

４ 年間計画 「いじめ防止指導計画」

〇基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	小学部	中学部	学校全体
４月	・保護者への相談窓口周知 ・児童への相談窓口周知 ・「教育相談記録」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等によって把握された児童状況の集約 ・HRづくり・学年づくり ・家庭訪問（家庭での様子の把握）	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・「教育相談記録」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等によって把握された生徒状況の集約 ・HRづくり・学年づくり ・家庭訪問（家庭での様子の把握）	
５月	・児童同士のかかわりには配慮し、行動観察を丁寧に行い、児童の状況を把握する。保護者とは連絡帳等を通じ連携をとるようにする。 ・学部会等において、児童の様子を教員間で共通理解し、支援の方向を確認し適切な対応を行う。	・生徒同士のかかわりには配慮し、行動観察を丁寧に行い、生徒の状況を把握する。保護者とは連絡帳等を通じ連携をとるようにする。 ・学部会等において、生徒の様子を教員間で共通理解し、支援の方向を確認し適切な対応を行う。	・ いじめ対策委員会（年間計画の確認） ・「学校いじめ防止基本方針」の周知（ＨＰ掲載） ・ＰＴＡ会議等で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
６月 ７月 ８月 ９月 10月 11月 12月 １月 ２月 ３月	↓	↓	・各学期ごとの概況報告において児童生徒の状況を全職員で共通理解し、配慮が必要な児童生徒について把握する。 ↓ ・ いじめ対策委員会

５ 取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

いじめ対策委員会は、年２回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第２章 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

１　児童生徒や学級の様子を知る

② 教職員の気づきが大切

児童生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童生徒と場を共にすることが必要である。その中で、児童生徒の些細な言動から、個々のおかれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

③ 実態把握の方法

児童生徒の個々の状況や学級・学部・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題へ

の具体的な指導計画を立てることが必要である。本校においては、児童生徒に対しての細やかな行動観察と、教職員間での児童生徒ついての情報交換が大切である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

２　「居場所づくり」、「絆づくり」、と「自己有用感」

　互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを進めるために、主体的な活動を通して、児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

児童生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童生徒に自己存在感や充実感を与え自己有用感を育むことになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

① 児童生徒の信頼に応える教師になる

児童生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 教職員の協力共同体制をつくる

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③ 自己肯定感を高める、学習活動やHR活動, 学校行事・学年行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童生徒を成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感にもつながる。

３　命や人権を尊重し豊かな心を育てる

知的に障害を持つ本校の児童生徒にとっては、教職員の児童生徒に対するかかわり方が、他の児童生徒へのかかわりのお手本となる。教職員自身が児童生徒を思いやる心や人権意識を持って指導にあたることが最も大切である。また、心根が揺さぶられる教材や資料との出会いや、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

４　保護者や地域への働きかけ

ＰＴＡの各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

第３章　早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である

1　教職員のいじめに気づく力を高める

① 児童生徒の立場に立つ

児童生徒一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童生徒の言葉をきちんと受けとめ、児童生徒の立場に立ち、 児童生徒を守るという姿勢が大切である。

② 児童生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、児童生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

２　いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

いじめの態様 …… 抵触する可能性のある刑罰
①　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる …… 脅迫、名誉毀損、侮辱
②　仲間はずれ、集団による無視　（刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要）
③　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする …… 暴行
④　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……暴行、傷害
⑤　金品をたかられる ……恐喝
⑥　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……窃盗、器物破損
⑦　いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする …強要、強制わいせつ
⑧　パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……名誉毀損、侮辱

３　いじめは見えにくい

●いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》

②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、《カモフラージュ》

●いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童生徒には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。

●ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

４　早期発見のための手だて

① 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童生徒の様子に目を配る。児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

② 観察のポイント

児童生徒同士が、互いの心情を理解しあえないところから誤解を招きトラブルになることがある。また、ふざけて遊んでいても加減ができないこともある。気になる言動が見られた場合、適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要である。

③ 連絡帳と保護者との連携

担任は毎日の連絡帳で保護者との連絡を取り合い、児童生徒の様子を把握するとともに、信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、電話連絡や家庭訪問を実施し、迅速に対応する。

④ 相談体制の充実

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境を充実させることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

５　相談しやすい環境をつくる

児童生徒が、教職員や保護者に、いじめについて相談することは非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することも考えられる。

① いじめられている本人からの訴えに対して

〇心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や面談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や養護教諭を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

〇事実関係や気持ちを傾聴する際「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく児童生徒の立場に立って傾聴する。

②周りの生徒からの訴えに対して

〇いじめを訴えたことにより、その児童生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け

止める。

〇「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝えて安心感を与え、具体的に心身の安全を保証する。

③ 保護者からの訴えに対して

〇保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておくことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡し、児童生徒の状況を共通理解できるように努めることが必要である。

〇児童生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

第４章　早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが必要である。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学部及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

１　いじめ対応の基本的な流れ

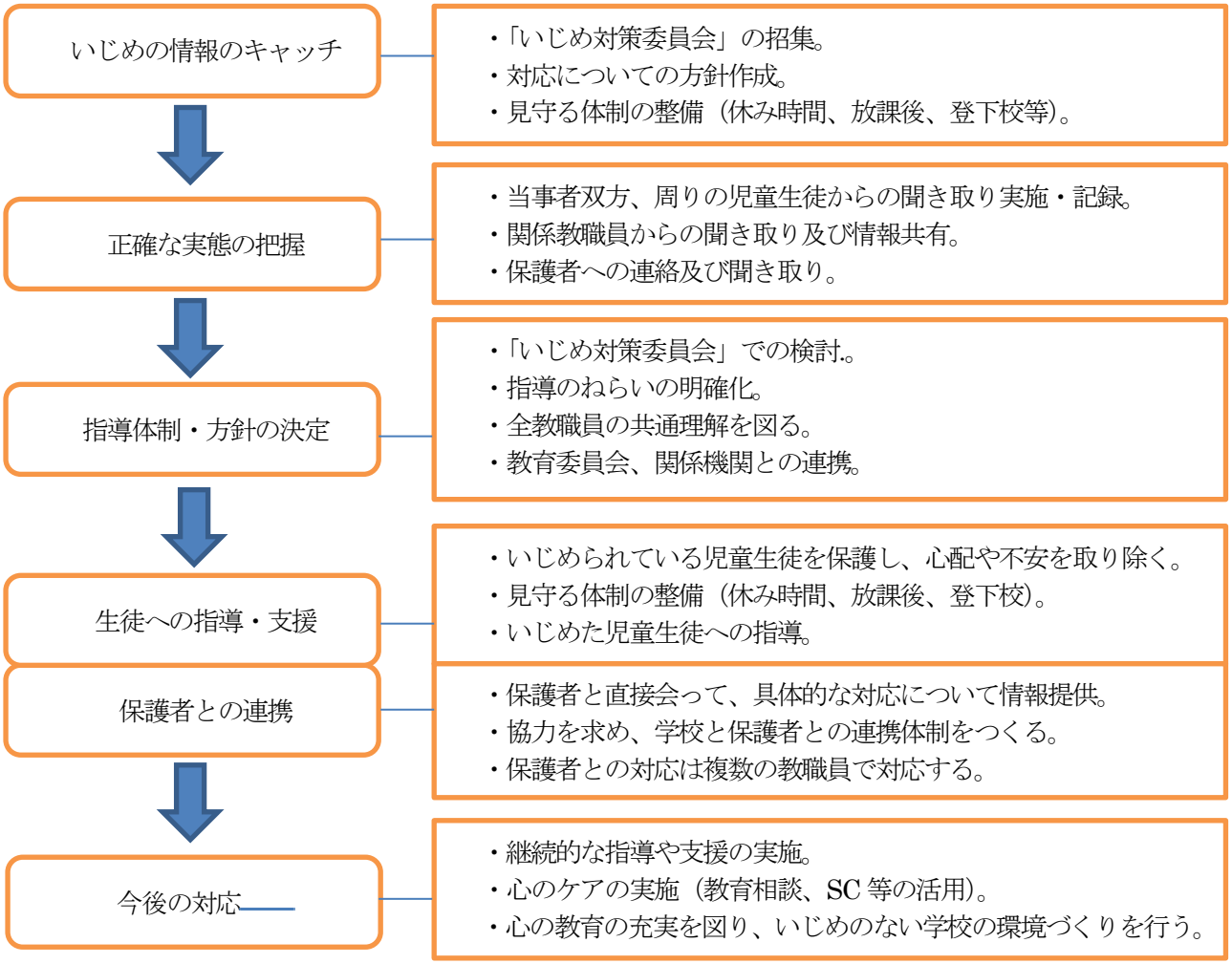

２　いじめが起きた場合の組織的な対応
（学校全体の取組）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学部及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で組織的に対応する。

〇いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

〇いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。

〇いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

〇ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

いじめが起きた場合の初期対応

発見・情報収集

日常の関係職員の観察･教育相談・周りの児童生徒等からの情報

↓

情報を得た教職員

↓

担任･学部主事・生徒指導主事等

↓

副校長

↓

校　長

↓

事実確認・方針決定

校長による「いじめ対策委員会」の招集・指揮

職員会議
（共通理解）

県教育委員会

いじめ対策委員会

○報告･共通理解を図る
○調査方針･分担の決定
○調査班編成の決定
○報告・事実関係の把握と確認
○指導方針･指導体制の決定
○対応班編成の決定

保護者
（連絡）

↓

対応

対応班によるいじめ解消に向けた指導

県教育委員会への報告･相談

継続指導・経過観察・再発防止・未然防止指導

３　いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、学部主事、生徒指導主事等に連絡し、管理職に報告する。報告を受けた管理職は必要に応じて「いじめ対策委員会」を招集する。

① いじめられた児童生徒・いじめを知らせてくれた児童生徒たちを守る

●いじめられていると相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聴く場合は、他の児童生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童生徒といじめている児童生徒を別の場所で行うことが必要である。

●状況に応じて、いじめられている児童生徒、いじめ情報を伝えてくれた児童生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員の見守る体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

●いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童生徒から聴き取るとともに、周囲の児童生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学部主事・担任・生指担当等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

●短時間で迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

〇把握すべき情報例

◆誰が誰をいじめているのか？ ……【加害者と被害者の確認】

◆いつ、どこで起こったのか？ ……【時間と場所の確認】

◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ ……【内容】

◆いじめのきっかけは何か？ ……【背景と要因】

◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……【期間】

＊児童生徒の個人情報の取り扱いに十分配慮すること

４　いじめを発見した場合の対応

① いじめられた児童生徒（保護者）への対応

【児童生徒に対して】

●事実確認とともに、まず、つらく不安な児童生徒の今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

●「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、心配や不安を取り除く。

●必ず解決できると、希望が持てることを伝える。

●自信を持たせる言葉をかけ、励まし、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

●発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。

●学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

●保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

●継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

●家庭での児童生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談してくれるよう伝える。

②　いじめた児童生徒（保護者）への対応

【児童生徒に対して】

●いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童生徒の背景にも目を向け指導する。

●心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

●正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

●「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

●児童生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

③ 周りの児童生徒たちへの対応

●当事者だけの問題にとどめず、学級及び学部、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

●「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学部・学校全体に示す。

●はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめの肯定であることを理解させる。

●いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう

指導する。

●いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導の実施

●いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。

●教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。

●いじめられた児童生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

●いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

●いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

第５章　重大事態発生時の対応

「重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は、学校の設置者又はその設置する学校の下に、組織を設け、適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。」（法第２８条第１項）

〇重大事態とは

①「いじめにより児童生徒の**生命、心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いがあると認めるとき」

①　「いじめにより児童生徒が**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている**疑いがあると認めるとき」

③「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。

＊いじめにより**「生命、心身又は財産に重大な被害」**が生じた疑い、とは

・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合

＊いじめにより**「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」**疑いの、**「相当の期間」**とは

・年間３０日を目安とする（不登校の定義をふまえて）

１　重大事態が発生した場合

〇法に規定されている、重大事態発生時の対応

①重大事態の報告

＊県立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会（高校教育課長）に**報告。**

＊**公立学校は、**重大事態が発生した場合、直ちに設置する地方公共団体の**教育委員会を通じて地方公共団体の長**へ報告。

＊私立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに私学文書課を通じて、知事に報告。

②報告を受けた学校の設置者の対応

＊学校の設置者は報告を受けたら、その**調査を行う主体（学校の設置者か学校か）**や、どのような調査組織とするか判断し調査を行う。

③重大事態の調査（事実関係を明確にするための調査）

＊調査の主体は学校が主体となって行う場合と学校の設置者（公立学校は教育委員会、私立学校は学校法人）が主体となって行う場合のどちらかである。

④調査結果の提供及び報告

＊調査に係る情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切に提供する。（法第 28 条第 2 項）

＊調査結果の報告を行う。

・**公立学校に係る調査結果→地方公共団体の長**へ報告。

・**私立学校に係る調査結果→都道府県知事**へ報告。

（１） 県立学校で、重大事態が発生した場合

① 重大事態の発生

・学校長から、教育委員会（高校教育課長）へ重大事態の発生を報告。

（→教育委員会から知事に報告）

② 教育委員会が主体となって、重大事態の調査を行う。

・調査は「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）

（以下「対策委員会」という）

が主体となり、学校の「いじめ対策委員会」と連携して行う。

「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）

・山梨県いじめ防止対策推進法施行条例で設置。

・県立学校で発生した重大事態の調査を行う組織。

＊学校より重大事態の発生の報告を受けた県教育委員会の諮問により調査を行う。

・委員は、「学識経験者」「弁護士」「臨床心理士」「社会福祉士」
「精神科医」「県警本部少年課職員」「県中央指導相談所職員」
「地方法務局人権擁護課職員」「高等学校校長会会長」
「総合教育センター相談支援部職員」「高校教育課長」等。

・事務局は、高校教育課。

③ 調査上の目的と配慮

・調査は、学校の教育活動に極力支障が生じないように進める。

・事実関係を明確にするための調査を行う。

＊「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校･教職員がどのように対応したか」等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。である。

・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

・調査は、民事･刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではない。

・調査の目的は、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの。

・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を行う。

・調査による事実確認と同時に、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、いじめた児童生徒への指導や、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

・重大事態の当該児童生徒の保護者の要望・意見等を十分に聴取し、迅速に当該保護者に当該調査について協議し、協力を求めてから調査を行う。

・調査に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

・重大事態に係る「アンケート調査」等の調査結果については、いじめられた児童生徒やその保護者に提供する場合があることを念頭にお

いて実施する。また、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童生徒や保護者に説明してから実施する。

④ 調査の実施

＊調査を行う主体は「対策委員会」

＊学校は調査に際して、「対策委員会」から求めがあった場合、「報告」「文書」「その他の物件」の提出・提示を行う。

＊「対策委員会」は、重大事態に係る「関係者」に対し、学校内及び学校外において、「質問票」を用いたり、直接面接等を行い質問したりする等その他必要な調査を行うことができる。

⑤ 調査結果の報告（いじめられた児童生徒･その保護者、県教育委員会へ）

・調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、県教育委員会に報告する。

・調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、情報を適切に（適時･適切な方法で経過報告をする）、「いじめられた生徒及びその保護者」に対して提供する。

⑥ いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、「いじめられた児童生徒又はその保護者の所見」をまとめた文書を調査結果に添える。